

# 第123回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面に記載しない事項

## 【事業報告】

### 会社の体制および方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況
- (2) 会社の支配に関する基本方針

## 【連結計算書類】

### 連結株主資本等変動計算書

### 連結注記表

## 【計算書類】

### 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

# 昭和産業株式会社

# 会社の体制および方針

## (1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社の内部統制システムについては、以下のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、課題を抽出し、改善を行っております。

### I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、かつ、財務報告の信頼性を確保するために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの整備・運用と会社による全体としてのコンプライアンスの体制の確立に努めるとともに、その内容を定期的に見直す。

また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決裁後の稟議書等の重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」および「稟議規程」等の社内規程に基づき、作成、保存および管理する。各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、昭和産業グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際には、「危機管理規程」等に基づき対応する。

また、反社会的勢力に対しては、その要求には絶対応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応する。

### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づく職務権限・意思決定のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営に重要な影響を及ぼす事項については、効率的な経営判断が行えるように、以下のとおり手順を定めて実施する。

- ① 経営会議を定期的開催し、重要な事項の実施につき協議する。
- ② 投資検討委員会により、多額の投資を伴う案件について、経営会議の事前審査を実施する。

## V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「昭和産業グループ CSR行動規範」を定め、その周知徹底を図ることにより、コンプライアンス、企業倫理の徹底、品質の向上等に努める。さらに、内部統制システムが全社員に徹底されるよう、専任組織により、コンプライアンス、経営方針等に関する教育を行う。

「昭和産業グループ 内部通報制度規程」により、コンプライアンス違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見、是正および通報者の保護を図る。

重大なコンプライアンス違反、社内規程違反または社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査等委員会に報告する。

## VI. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、社内規程を整備し、各役職者の権限および責任を明確化する。また、適切な人材を確保・活用すること、および適切な情報システムを整備することで、業務の適正を確保する。

子会社の経営、投資、資金調達、コンプライアンス、組織、重大なリスクに関する事項等、子会社の取締役等が当社に報告すべき事項を定め、職務の執行の効率的な実施、および業務の適正を確保する。また、グループ経営戦略の企画立案等を行う専任部署を設け、子会社の業務支援等を行う。

業務監査部は、昭和産業グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の整備・運用の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行い、その状況は、取締役会および監査等委員会に適宜報告する。取締役会は、その報告を受けて適切に対処する。

## VII. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。

業務監査部に所属する使用人は、監査等委員会が求めたときは、監査等委員会の職務の補助を行う。また、「組織規程」に、監査等委員会の補助業務を遂行中の業務監査部員は監査等委員以外の者からの指揮命令を受けず、かつ、当該業務監査部員の異動については監査等委員会の同意を得ることを定め、その指示の実効性を確保する。

#### Ⅷ. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

昭和産業グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人等は、職務の執行に関して重大なコンプライアンス違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。昭和産業グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定や監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。

また、「昭和産業グループ 内部通報制度規程」により、経営に重大な影響を及ぼす可能性があると判断される案件については速やかに当社の監査等委員会に報告する体制、および通報者が通報をしたことを理由として解雇その他いかなる不利な取扱いも受けないこと等を確保する体制を整備する。

#### Ⅸ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換および意思の疎通を図る。経営会議等、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査等委員の出席を確保する。

監査等委員会は、会計監査人、業務監査部との綿密な情報交換および連携を図ることで、監査の実効性を確保する。

また、監査等委員に適用される役員規程類に、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に関する事項を定め、その費用等は会社が負担する。

### 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 内部統制システム全般

当社では、社長直属の組織で、業務執行ラインから独立した業務監査部が、年間の監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、内部統制システム全般の評価および改善を実施しております。

また、財務報告に係る内部統制については、業務監査部と内部統制委員会が連携して整備・運用状況の確認を行い、内部統制の有効性を評価・検証しております。

## ② コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス基本方針を含む「昭和産業グループ CSR行動規範」を記載したCSRカードを当社およびグループ会社の社員に配布するとともに、各種マニュアルの作成、研修会の実施等、当社グループ全体への啓蒙活動を実施することで、法令違反の未然防止に努めております。

また、当社では、「昭和産業グループ 内部通報制度規程」を制定し、通報者の保護や通報処理体制を定めるとともに、組織的または個人的な法令違反行為などに関する社員などからの相談・通報窓口（ホットライン）を設置することで、当社グループ全体における不正行為などの早期発見と是正に努めております。

## ③ リスク管理体制

当社では、企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するために、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク情報の収集と分析を行うとともに、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理しております。

また、当社では、緊急事態が発生した際の対応を明確にするために、危機管理規程、BCP（事業継続計画）マニュアルおよび海外危機管理マニュアル等を整備し、運用を図っております。

## ④ 子会社管理体制

当社では、グループ会社管理規程において、重要性に応じて各子会社から当社への事前の承認および報告事項の基準を定め、子会社の業務執行を効率的に管理する体制を整備しております。

なお、子会社における重要性の高い投資案件につきましては、当社の検討委員会にて事前審査を行い、投資の妥当性を判断しております。

## ⑤ 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回開催し、業務執行における重要な意思決定および取締役の職務執行の監督を行っております。

また、当社では、業務執行体制の強化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しておりますが、経営機能と業務執行機能の分離をより明確にすることで意思決定の迅速化を図るため、業務執行を行う取締役に執行役員を兼務させております。

## ⑥ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、監査等委員全員による取締役会への出席、当社および当社グループの取締役や使用人からのヒアリング、常勤の監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席および重要な決裁書類等の閲覧を通じて、業務執行取締役の職務執行の監査・監督を行うとともに、業務監査部や会計監査人と綿密な情報交換および連携を図ることで、適正な監査の実効性を確保することに努めております。

また、当社では、監査等委員会の職務の補助を行う監査等委員会事務局を設置しております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為についても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

当社グループの経営に際しては、穀物に関する幅広いノウハウや知見と豊富な経験並びに国内外の顧客や取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に構築された信頼関係等への理解が不可欠であります。これらに関する理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、提案された当社株式の取得対価が当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、検討に必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、更には大規模買付提案に対する当社取締役会としての当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する代替策を提示する等の必要があると考えております。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた製粉、製油、糖質、飼料畜産などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

当社グループは、「穀物ソリューション・カンパニー」として、長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」及び「中期経営計画23-25」の達成に向けて基本戦略を推進してまいります。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2023年6月23日開催の第122回定時株主総会のご承認に基づき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続導入しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありませ

ん。  
本プランの有効期間は、2023年6月23日開催の第122回定時株主総会において承認が得られたため、2026年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとなります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様が実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

#### ④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。

また、上記③の取組みは、以下の合理性を考慮して設計されているため、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (i) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

##### (ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

##### (iii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、第122回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続したものであり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

##### (iv) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(v) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 1. 本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト  
(<https://www.showa-sangyo.co.jp/news/pdf/230511-3.pdf>)をご覧ください。

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	14,293	7,866	82,751	△1,148	103,762
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,174		△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益			12,358		12,358
自己株式の取得				△67	△67
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		10		42	52
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	10	10,183	△25	10,168
2024年3月31日残高	14,293	7,876	92,934	△1,173	113,931

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年4月1日残高	8,592	△8	487	162	9,234	3,365	116,362
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益					－		12,358
自己株式の取得					－		△67
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					－		△0
譲渡制限付株式報酬					－		52
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	5,142	301	209	790	6,444	276	6,721
当連結会計年度中の変動額合計	5,142	301	209	790	6,444	276	16,890
2024年3月31日残高	13,735	293	697	952	15,679	3,642	133,253

# 連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 26社 昭産商事(株)、敷島スターチ(株)、九州昭和産業(株)、奥本製粉(株)、木田製粉(株)、(株)内外製粉、昭和冷凍食品(株)、昭産開発(株)、(株)ショウレイ、昭和鶏卵(株)、(株)昭産ビジネスサービス、(株)スウィングベーカリー、(株)オーバン、昭産運輸(株)、グランソールベーカリー(株)、セントラル製粉(株)、ガーデンベーカリー(株)、タワーベーカリー(株)、スターベーカリー(株)、ポーソー油脂(株)、長岡油糧(株)、クミアイ油脂(株)、ムサシ油脂(株)、南日本コメ油(株)、東京油脂工業(株)、サンエイ糖化(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称 岡田運送(株)  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 7社

主要な会社の名称 鹿島サイロ(株)

当連結会計年度において、新たに株式を取得した辻製油(株)を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 2社

主要な非連結子会社の名称 岡田運送(株)

持分法を適用しない関連会社の数 8社

主要な関連会社の名称 鹿島飼料(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社については親会社株主に帰属する当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、昭和冷凍食品(株)、昭和鶏卵(株)、昭産運輸(株)、(株)オーバンの決算日は12月31日、昭産開発(株)の決算日は2月29日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のセントラル製粉(株)は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。

この決算期変更により、当連結会計年度は、2023年1月1日から2024年3月31日までの15か月間を連結しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………主として移動平均法による原価法

###### (ロ) デリバティブ取引 ……………時価法

###### (ハ) 棚卸資産

製品・商品・仕掛品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

###### 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

###### 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法

顧客関連資産……………効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金規程のある連結子会社については、支給内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。なお、一部の連結子会社については、役員及び執行役員の役員退職慰労金制度の廃止後、廃止までの在任期間に対応する引当金残高を、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の処理方法……………外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建予定取引、借入金、債券

③ヘッジ方針……………当社及び連結子会社は、各々の内部規程に基づき、外貨建資産、外貨建負債及び外貨建予定取引（主に輸入原料）に係る為替変動リスク並びに借入金・債券に係るキャッシュ・フロー変動リスク、借入金に係る金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

……………主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは主として食品、配合飼料の製造・販売を行っております。

このような製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいた対価を「返金負債」として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

対価については、顧客に製品を出荷した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

- (8) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
繰延資産の処理方法……………社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は36百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	1,603百万円
機械装置及び運搬具	3,267百万円
土地	1,767百万円
計	6,637百万円

上記に対応する債務

短期借入金	450百万円
計	450百万円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,790百万円
投資その他の資産「その他」	10百万円
計	1,800百万円

上記に対応する債務

預り敷金返還債務	180百万円
買掛債務	63百万円
計	243百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 264,303百万円

3. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内容
株式会社小山製麩所	36	取引先の銀行借入に対する保証
計	36	

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	33,985,420	-	-	33,985,420

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	539,290	23,029	19,808	542,511

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 単元未満株式の買取による増加  
1,860株
2. 持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分  
20,000株
3. 持分法適用会社の持分変動による増加  
1,169株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少  
19,808株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,170百万円	35.00円	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	1,004百万円	30.00円	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,673百万円	50.00円	2024年3月31日	2024年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達には主に銀行借入によっており、一時的に余資が発生した場合は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引相手ごとに債権限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに対して為替予約取引及び通貨オプション取引を実施しております。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達、社債は主に投融資に係る資金調達であります。

なお、デリバティブは取引導入時、目的・内容・取引相手・保有リスク等について、代表取締役の決裁を受けており、取引内容及び評価損益については必要に応じて、代表取締役・担当役員・担当部長に報告されております。また、市場の急変等により不測の事態が発生した場合には担当部長が直ちに担当役員に状況を報告し、判断を仰ぐ体制になっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券(※2)	28,264	28,264	—
資産計	28,264	28,264	—
(2)1年内返済予定の長期借入金(※3)	53	54	0
(3)社債	18,000	17,700	△299
(4)長期借入金	8,300	8,290	△9
負債計	26,353	26,044	△309
(5)デリバティブ取引(※4)	516	516	—

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーについては、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	15,778

(※3) 1年内返済予定の長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

(※4) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	28,264	—	—	28,264
デリバティブ取引	—	516	—	516
資産計	28,264	516	—	28,781

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年以内返済予定の長期借入金	—	54	—	54
社債	—	17,700	—	17,700
長期借入金	—	8,290	—	8,290
負債計	—	26,044	—	26,044

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約取引及び通貨オプション取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の商業施設・オフィスビル・倉庫等（土地を含む）を有している他、兵庫県その他の地域において遊休の土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
4,349	19,842

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他については固定資産税評価額等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した価額を時価とみなしております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	食品事業	飼料事業	計		
製粉カテゴリ	109,562	－	109,562	－	109,562
製油カテゴリ	97,852	－	97,852	－	97,852
糖質カテゴリ	68,554	－	68,554	－	68,554
その他食品カテゴリ (注) 2	6,358	－	6,358	－	6,358
顧客との契約から生じる収益	282,328	59,462	341,790	2,745	344,536
その他の収益	－	－	－	1,822	1,822
外部顧客への売上高	282,328	59,462	341,790	4,567	346,358

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業、不動産業、植物工場、保険代理業、自動車等リース業、運輸業等を含んでおります。

(注) 2 「その他食品カテゴリ」は食品事業の内、製粉カテゴリ、製油カテゴリ、糖質カテゴリに属さない食品等の販売となります。

(注) 3 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「製粉事業」、「油脂食品事業」、「糖質事業」及び「飼料事業」の4区分から「食品事業」及び「飼料事業」の2区分に変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,875円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 369円44銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

2024年3月期の業績、財務状況および事業環境を総合的に勘案し、機動的な株主還元と資本効率の向上を図るため自己株式の取得を行うとともに、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため自己株式の消却を実施いたします。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| ② 取得する株式の総数  | 1,000,000株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.99%)   |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 3,435,000,000円 (上限)  |
| ④ 取得予定日      | 2024年5月14日   |
| ⑤ 取得の方法      | 2024年5月13日の終値 (最終特別気配値を含む) 3,435円にて、2024年5月14日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) での買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。 |

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(3) 消却に係る事項の内容

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ① 消却対象株式の種類 | 当社普通株式                |
| ② 消却する株式の総数 | 上記(2)により取得した自己株式の全株式数 |
| ③ 消却予定日     | 2024年5月21日            |

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
賞与引当金	165百万円
未払事業税	45百万円
棚卸資産評価損	13百万円
退職給付に係る負債	670百万円
貸倒引当金	68百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
繰越欠損金	1,030百万円
減損損失	81百万円
その他	310百万円
繰延税金資産 小計	<u>2,393百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,395百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>997百万円</u>
繰延税金負債	
為替予約時価評価	7百万円
固定資産圧縮積立金	80百万円
その他	327百万円
繰延税金負債 合計	<u>416百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>581百万円</u>

繰延税金資産	
賞与引当金	580百万円
未払事業税	164百万円
棚卸資産評価損	72百万円
退職給付に係る負債	1,776百万円
貸倒引当金	54百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
繰越欠損金	124百万円
減損損失	439百万円
投資有価証券	244百万円
その他	1,169百万円
繰延税金資産 小計	4,633百万円
評価性引当額	△1,024百万円
繰延税金資産 合計	3,609百万円
繰延税金負債	
為替予約時価評価	120百万円
固定資産圧縮積立金	1,026百万円
投資有価証券	5,853百万円
土地評価差額	945百万円
無形固定資産	522百万円
その他	679百万円
繰延税金負債 合計	9,148百万円
繰延税金負債の純額	5,539百万円

## 2. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社1社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付型の制度として、企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、その他の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しておりません。

### (2) 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

#### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	12,728百万円
勤務費用	727百万円
利息費用	73百万円
数理計算上の差異の発生額	△455百万円
退職給付の支払額	△727百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>12,346百万円</u>

#### ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,818百万円
期待運用収益	204百万円
数理計算上の差異の発生額	633百万円
事業主からの拠出額	188百万円
退職給付の支払額	△412百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>7,432百万円</u>

#### ③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,172百万円
年金資産	△7,432百万円
	△1,260百万円
非積立型制度の退職給付債務	6,174百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,913百万円</u>

退職給付に係る負債	6,174百万円
退職給付に係る資産	△1,260百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,913百万円</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	727百万円
利息費用	73百万円
期待運用収益	△204百万円
数理計算上の差異の費用処理額	59百万円
過去勤務費用の費用処理額	△8百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	647百万円

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	1,144百万円
過去勤務費用	8百万円
合 計	1,153百万円

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△1,296百万円
未認識過去勤務費用	△71百万円
合 計	△1,368百万円

⑦年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	33.7%
債券	25.6%
一般勘定	27.7%
その他（注）	13.0%
合 計	100.0%

(注) その他には短期資金、オルタナティブ投資が含まれており、オルタナティブ投資は主にマルチアセット運用ファンド等への投資であります。

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.35%～0.94%
長期期待運用収益率	3.00%
予想昇給率	6.14%～7.62%

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	3,014百万円
退職給付費用	370百万円
退職給付の支払額	△186百万円
制度への拠出額	△93百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>3,105百万円</u>

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,880百万円
年金資産	△1,236百万円
	644百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,460百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>3,105百万円</u>

退職給付に係る負債	3,105百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>3,105百万円</u>

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	370百万円
----------------	--------

(4) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、141百万円であります。

3. 減損損失に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

##### (1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

##### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から40年と見積り、割引率は0.013%から2.270%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	466百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による増加額	1百万円
見積りの変更による増加額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	△7百万円
期末残高	470百万円

#### 5. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
2023年4月1日残高	14,293	4,786	2,609	12,110	1,774	43,173
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,174
当期純利益						7,559
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			10			
その他利益剰余金の処分					△186	186
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	10	—	△186	5,570
2024年3月31日残高	14,293	4,786	2,619	12,110	1,587	48,744

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	△1,147	77,599	7,277	8	7,286	84,886
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,174			—	△2,174
当期純利益		7,559			—	7,559
自己株式の取得	△5	△5			—	△5
譲渡制限付株式報酬	42	52			—	52
その他利益剰余金の処分		—			—	—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)		—	4,367	267	4,634	4,634
当事業年度中の変動額合計	36	5,431	4,367	267	4,634	10,066
2024年3月31日残高	△1,110	83,031	11,645	275	11,920	94,952

# 個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準…時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

5. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の処理方法……………外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。
7. 繰延資産の処理方法……………社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は主として食品、配合飼料等の製造・販売を行っております。

このような製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を「返金負債」として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

対価については、顧客に製品を出荷した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 177,891百万円

2. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内容
(株)昭産ビジネスサービス	6,990	関係会社の銀行等借入に対する保証
(株)内外製粉他6件	741	関係会社の銀行借入等に対する保証
計	7,731	

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 11,090百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 -百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 6,247百万円  
関係会社に対する長期金銭債務 334百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 41,055百万円  
仕入高 27,032百万円  
営業取引以外の取引 4,419百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	534,486	1,860	19,808	516,538

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 単元未満株式の買取による増加 1,860株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 19,808株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
賞与引当金	410百万円
未払事業税	124百万円
棚卸資産評価損	49百万円
貸倒引当金	63百万円
債務保証損失引当金	455百万円
退職給付引当金	1,791百万円
投資有価証券	1,489百万円
減損損失	328百万円
その他	656百万円
繰延税金資産 小計	5,370百万円
評価性引当額	△2,532百万円
繰延税金資産 合計	2,837百万円
繰延税金負債	
為替予約時価評価	120百万円
固定資産圧縮積立金	693百万円
投資有価証券	4,880百万円
その他	101百万円
繰延税金負債 合計	5,796百万円
繰延税金負債の純額	2,958百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	昭産商事(株)	(所有) 直接 100.00	有	当社製品の販売	小麦粉、油脂、油粕、食品、配合飼料等の販売 注1.	33,584	売掛金	5,785
子会社	敷島スターチ(株)	(所有) 直接 100.0	有	同社製品の購入	コーンスターチ、糖化製品等の購入 注2.	13,729	買掛金	3,494
子会社	(株)昭産ビジネスサービス	(所有) 直接 100.0	有	関係会社への経営コンサルタント並びに融資及び投資業の委託	グループファイナンス 注3.	—	関係会社預け金	3,502
					債務保証 注4.	6,990	債務保証	6,990

## (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 注1. 製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注2. 製品の購入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注3. グループファイナンスについては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。
- 注4. 金融機関借入につき、債務保証を行ったものであります。  
上記の取引については、共同事業に伴う債務保証のため、保証料を受け取っておりません。

## 2. 役員

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
役員	新妻 一彦	(被所有) 直接 0.2%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 注1.注2.	13	—	—
役員	塚越 英行	(被所有) 直接 0.0%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 注1.注2.	12	—	—

## (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 注1. 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分については、第116回定時株主総会において承認された方針に基づき、2023年6月23日開催の取締役会において決定しております。
- 注2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「8. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,837円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 225円90銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

2024年3月期の業績、財務状況および事業環境を総合的に勘案し、機動的な株主還元と資本効率の向上を図るため自己株式の取得を行うとともに、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため自己株式の消却を実施いたします。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| ② 取得する株式の総数  | 1,000,000株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.99%)   |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 3,435,000,000円 (上限)  |
| ④ 取得予定日      | 2024年5月14日   |
| ⑤ 取得の方法      | 2024年5月13日の終値 (最終特別気配値を含む) 3,435円にて、2024年5月14日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) での買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。 |

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(3) 消却に係る事項の内容

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ① 消却対象株式の種類 | 当社普通株式                |
| ② 消却する株式の総数 | 上記(2)により取得した自己株式の全株式数 |
| ③ 消却予定日     | 2024年5月21日            |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記  
該当事項はありません。

## 2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から40年と見積り、割引率は0.013%から2.270%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	135百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による増加額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
見積りの変更による減少額	△7百万円
期末残高	130百万円

## 3. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。